

ジェネリック医薬品を利用して、医療費を節約しましょう！

ジェネリック医薬品は、**新薬（先発医薬品）の特許が切れた後に発売される低価格の医薬品**です。

1. 従来のお薬と変わらない安全性

ジェネリック医薬品は、新薬と同様の国の厳しい審査基準を満たしているため、安心してご利用いただけます。

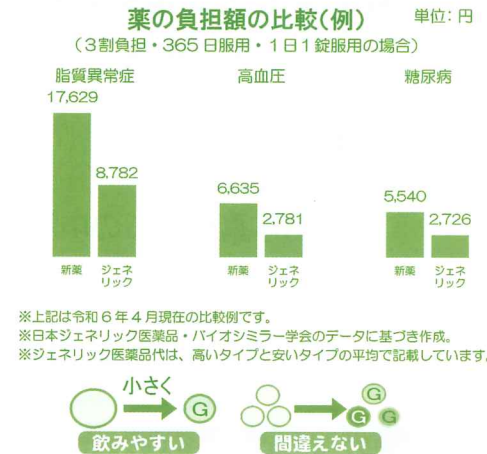
2. 利用しやすい価格

開発コストが低く抑えられることから、新薬と同じ有効主成分、同等の効き目ですが、安い価格で提供されています。

3. より服薬しやすく

ジェネリック医薬品の中には、新薬よりも大きさが小さくなった、苦味を抑えて飲みやすくなった、目印を付けて間違いにくくなった等、より服薬しやすく改良されているものがあります。

- ジェネリック医薬品を希望される方は、保険証の更新時にジェネリック医薬品希望シールを同封して送付していますので、保険証やお薬手帳にあらかじめ貼ってご活用ください。
- ジェネリック医薬品の利用については、医師・薬剤師にご相談ください。



*医療給付係 (7-③番窓口) ☎ 33-4113

国保加入者で人間ドックを受診される方へ

検査結果を八代市へ提出すると、**報奨金6,000円**が交付されます。

1. 対象となる方

※下記の条件をすべて満たす方が対象となります。

- ・人間ドック受診日において、国保の資格を有し満40歳以上75歳未満の方
- ・令和6年4月1日以降に受診した人間ドックの写しを提出できる方
※八代市の特定健診項目を満たしているものに限りです。
※八代市が実施した特定健診を受診された方及び令和6年2月に募集した人間ドック助成事業により受診された方は対象外となります。



2. 手続きに必要なもの

- ・人間ドックの検査結果に関する記録の写し等、国保の保険証、認印、通帳(人間ドックを受診された方のもの)
- 受付：国保ねんきん課医療給付係、保健センター、鏡保健センター、各支所地域振興課

《注意点》・申請は、同一年度に1人あたり1回
・申請期限は、人間ドックの受診日から起算して2ヶ月を経過する日または年度末日(3/31)のいずれか遅い日まで
※この事業は、市民の皆様の特定健康診査の受診状況を把握し、その後の特定保健指導に結びつけ、さらなる健康増進を図ることを目的としていますので、ご提供いただいた情報は、それらの目的以外には利用しません。

*医療給付係 (7-③番窓口) ☎ 33-4113
*八代市保健センター ☎ 32-7200
*八代市鏡保健センター ☎ 52-5277

令和6年度の国民健康保険税について

【主な変更点】

★課税限度額の一部引き上げ (地方税法の改正)

基礎課税額の課税限度額	65万円 (据置き)
後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	22万円→24万円
介護納付金課税額の課税限度額	17万円 (据置き)

★国民健康保険税の軽減判定所得の見直し (地方税法の改正)

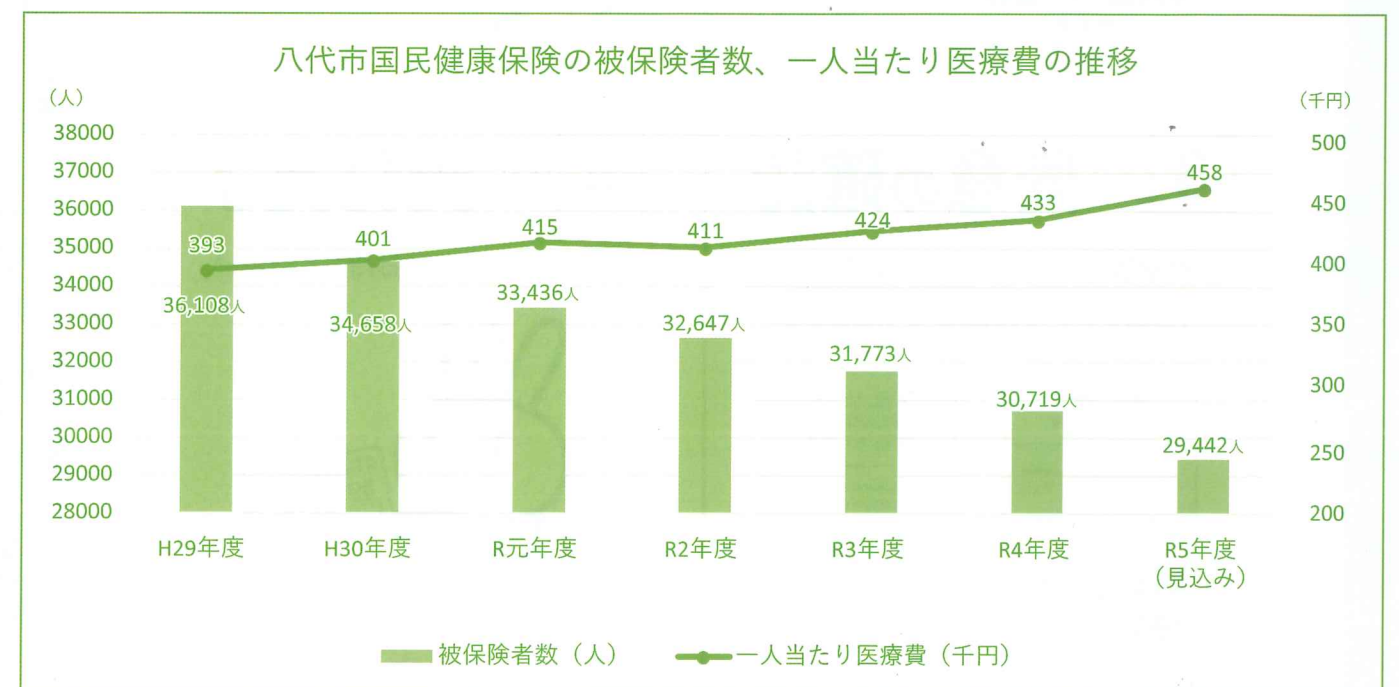
経済動向等を踏まえ、国民健康保険税の軽減措置 (世帯の所得に応じて、均等割と平等割を7割・5割・2割軽減) に不利益が生じないように、次のとおり軽減判定基準の見直しを行います。

	改正前	改正後
7割軽減基準額	43万円+10万円 × (給与及び年金所得者の数-1)	43万円+10万円 × (給与及び年金所得者の数-1)
5割軽減基準額	43万円+ (29万円×被保険者数) +10万円× (給与及び年金所得者の数-1)	43万円+ (29.5万円 ×被保険者数) +10万円× (給与及び年金所得者の数-1)
2割軽減基準額	43万円+ (53.5万円×被保険者数) +10万円× (給与及び年金所得者の数-1)	43万円+ (54.5万円 ×被保険者数) +10万円× (給与及び年金所得者の数-1)

【令和6年度の保険税率を据え置きます】

本市の国民健康保険特別会計においては、国民健康保険被保険者数の減少により、今後も保険税の税収の減少が見込まれるとともに、被保険者の高齢化や医療の高度化により、一人当たりの医療費は増加傾向にあります。

前年度 (令和5年度) の決算は単年度赤字が見込まれていますが、令和6年度は国民健康保険の保険税率を据え置くことといたしました。



※令和2年度の一人当たり医療費の減少は新型コロナウイルス感染症による受診控えが影響したためと思われます。

*保険税係 (7-④番窓口) ☎ 33-4113

△ご注意ください！

今年12月2日から
現行の保険証は
発行されなくなります

※今回お手元に届いた保険証は令和7年7月31日まで有効です

とっても
カンタン！

医療機関等を受診の際は
マイナンバーカード
をご利用ください

1 受付

マイナンバーカードを
カードリーダーに
置いてください。

カードリーダーで
マイナンバーカードを
保険証として登録
できます！



2 本人確認

顔認証または
4ケタの暗証番号を入力してください。

顔認証

暗証番号

顔を枠内に入れてください

暗証番号を入力してください

or



3 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の
利用について確認してください。

過去の情報を
利用いたします

過去の診療・服薬・健康診断情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意しない
同意する

(40歳以上対象)
過去の情報を
利用いたします

過去の健康情報を当機関に提供することに同意しますか。
この情報はあなたの診療や健康管理のために使用します。

同意しない・40歳未満
同意する

4 受付完了

お呼びするまでお待ちください。

カードを忘れずに！



※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。



マイナンバーカードを保険証として利用するための
登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを申請

■申請方法は選択可能です

- ① オンライン申請
(パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの
証明写真機からの申請



STEP2.

マイナンバーカードを
保険証として登録

■利用登録の方法

- ① 医療機関・薬局の受付
(カードリーダー)で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う



マイナンバーカードを使うメリット

① 医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円
節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。
また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を
超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有して
いない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくこと
なく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。